

長野自動車道 橋梁補修調査検討

特記仕様書

令和 8 年 1 0 月

東日本高速道路株式会社関東支社

長野管理事務所

第1章 総則

1-1 調査等概要

1-1-1 調査等名 長野自動車道 橋梁補修調査検討

1-1-2 路線名 長野自動車道
上信越自動車道

1-1-3 履行箇所 長野自動車道
自) 長野県千曲市屋代 (74.9 KP)
至) 長野県千曲市雨宮 (75.7 KP)
上信越自動車道
自) 長野県坂城町 (104.7 KP)
至) 長野県長野市東寺尾 (124.9 KP)

1-1-4 主な履行内容

項目	数量	対象橋梁
【調査業務】		
現地踏査	1 式	長野 A ランプ橋
コンクリート詳細調査		
コンクリート外観調査	1 橋	長野 A ランプ橋
塩分測定用試料採取	2 箇所	
【設計業務】		
維持修繕設計		
伸縮装置取替	1 枚	更埴 J C T C ランプ橋
施工計画検討	3 橋	更埴 I ランプ橋、更埴 J C T C ランプ橋、長野 A ランプ橋
工事発注用図面作成		
補修詳細図作成 A	1 枚	長野 A ランプ橋
図面修正 A	1 枚	長野 A ランプ橋
設計打合せ	1 式	

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和8年7月版とする。

1－3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1－1 2－4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 1 0 0 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- （１）受注時は、受注者が設定した業務の始期から 1 5 日以内
- （２）登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 1 5 日以内
- （３）完了時は、完了届提出日の翌日から 1 5 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 1 5 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1-4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1-1-3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはいない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（本特記仕様書様式-1）より、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 270 日間（まで）

1-5 資料の貸与

共通仕様書 1-1-5-1 及び 5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与品	調査等業務名	貸与時期	備考
橋梁完成図	—	契約締結後貸与	電子データ (Tiff 形式等)
保全点検資料	—	契約締結後貸与	電子データ (Docu Works 形式等)
設計報告書	長野管理事務所管内 橋梁補修用図面作成	契約締結後貸与	電子データ (PDF・CAD 形式等)
	上信越自動車道 長野 I C A ランプ橋補修 設計	契約締結後貸与	電子データ (PDF・CAD 形式等)
	長野管理事務所管内 協議用資料作成	契約締結後貸与	電子データ (PDF・CAD 形式等)
	(仮称) 塩分量調査業務	本業務にて試料 採取後、別業務に て試験・解析が完了次第	電子データ (Excel 形式等)

1-6 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20「受注者相互の協力」に示す「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知する。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
令和8年度 長野管内 道路保全工事業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	東日本高速道路㈱	隣接施工
令和9年度 長野管内 道路保全工事業務	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東	東日本高速道路㈱	隣接施工
令和8年度 保全点検業務等(準委任業務)の実施に関する細目協定 道路詳細点検業務	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	東日本高速道路㈱	隣接施工
令和9年度 保全点検業務等(準委任業務)の実施に関する細目協定 道路詳細点検業務	令和9年4月1日～ 令和10年3月31日	株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング	東日本高速道路㈱	隣接施工

1-7 部分引渡し

契約書38条の「指定部分」及びその引渡し時期は下表のとおりとする。

指定部分の成果品項目	対象橋梁	引渡し時期
塩分測定用試料	長野Aランプ橋	令和9年3月頃

1-8 設計工程表

1-8-1 設計工程表の記載事項

共通仕様書 1-1-4-1「作業計画書の提出」(2)に示す作業計画書中の設計工程表(本特記仕様書様式-2)の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

設計工程表は本特記仕様書 1-5「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、及び共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は設計工程表に記載するものとする。

種別	工種	作業単位	備考
調査業務	現地踏査		1 橋
	コンクリート詳細調査	コンクリート外観調査	1 橋
		塩分測定用試料採取	
設計業務	維持修繕設計 伸縮装置取替		1 橋
	施工計画検討		3 橋
	工事発注用図面作成	補修詳細図作成 A	1 橋
		図面修正 A	1 橋
	設計打合せ		

1-8-2 設計工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を設計工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、共通仕様書様式第 1-4 号「調査等打合簿」に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1-1-4-3「変更作業計画書」に基づき変更設計工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員との協議の上決定するものとする。

1-9 調査等打合簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1-2-2「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内(休日等を除く)に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内(休日等を除く)に受注者へ返送するものとする。

1－10 工事記録情報の作成及び提出について

- (1) 共通仕様書 1－44－1「工事記録情報」に規定する「工事記録作成要領」は令和6年7月版とする。
- (2) 受注者は工事記録収集システムへデータ入力完了後、「工事記録作成要領」に従って「工事記録情報 完了届」(本特記仕様書様式－3)を調査等完了届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出するものとする。その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。
- (3) 工事記録収集システムに関する問合せ先は、東日本高速道路(株)関東支社に常駐する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。

1－11 三者協議会について

本業務の成果による発注工事（以下「予定工事」という。）において発注者及び受注者並びに予定工事の受注者が協同して、設計の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議」（以下「三者協議会」という。）を開催する場合がある。

三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途発注者及び受注者並びに予定工事の受注者とで協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものとする。

なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務概要

本業務は、長野自動車道及び上信越自動車道の橋梁に生じている変状の原因を特定するための調査を行い、施工計画検討及び工事発注用図面作成を行うものである。

また、一部橋梁では別業務にて塩分浸透量調査を行った後、その結果に基づき施工計画検討及び工事発注用図面作成を行うものである。

なお、設計にあたっては、共通仕様書第5章「設計」及び第7章「維持修繕設計」の適合項目を適用する。

2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1「適用すべき諸基準」に下表を追加する。

名称	発行元	発行年月
工期設定ガイドライン（共通編）・（橋梁編）	東日本高速道路㈱	令和8年7月

2-3 現地踏査

現地踏査は、業務着手後、速やかに現地を踏査し、コンクリート外観調査に必要な現地状況等の基本的事項を把握するものとする。なお、現地踏査の結果、現地状況が既存資料と相違している場合及び変状が著しい場合には、速やかに監督員に報告するものとする。

現地踏査の検測数量は、1式とする。

2-4 コンクリート詳細調査

2-4-1 コンクリート外観調査

外観調査は、対象損傷部材における漏水範囲の目視観察、変状（ひび割れ、浮き等）範囲の打音調査を行い、補修範囲を選定するものとし、併せて、変状原因の特定を行い報告するものとする。収集する情報の項目と内容については、「調査要領（令和7年7月）」（以下、調査要領という。）第二編第1章4.「現地踏査および関連情報の収集」に基づくものとする。調査にあたっては、地上又は既設点検路等を使用して行うものとし、現地条件等により別途、足場や高所作業車、交通規制等が必要となった場合は、監督員と協議し、その費用について別途協議するものとする。

コンクリート外観調査の検測数量は、調査を行った橋梁数（橋）とする。

項目	対象橋梁	令和8年7月時点の損傷規模
コンクリート外観調査	長野Aランプ橋	約50m ²

2-4-2 塩分測定用試料採取

塩分測定用試料採取は、(参考図) 調査位置図に示す既設コンクリート構造物から塩分測定用の試料を採取するものとする。なお、現地作業にあたっては地上又は既設点検路等を使用して行うものとする。現地状況により試料採取位置を変更する場合は、監督員と協議するものとし、現地条件等により別途、足場や高所作業車、交通規制等が必要となった場合は、監督員と協議し、その費用について別途協議するものとする。

塩分測定用試料採取の検測数量は、試料を採取した箇所数（箇所）とする。

(1) 採取方法

- ・ 試料採取の位置について、(参考図) 調査位置図に示すとおりとし、損傷箇所及び健全部の2箇所とする。その詳細な位置については監督員と受注者で協議のうえ、決定するものとする。
- ・ 調査要領第二編第3章1-3-2「調査方法」のドリル法に基づき行うものとし、試料は20mm毎に採取するものとする。採取した試料は試料収集用袋に回収し、計測器で採取量を計測する。
- ・ 作業は上向きとする。
- ・ 1箇所当たりの試料数は、4試料（調査深さ80mm）とする。
- ・ 試料採取に伴い削孔を行うにあたっては、既設鉄筋を損傷しないよう鉄筋探査を実施し既設鉄筋の位置及びかぶり厚さを記録するものとする。探査方法は「国土交通省：非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」に準拠するものとする。
- ・ 試料採取に合わせて、削孔箇所での中性化深さ測定（フェノールフタレイン1%溶液の噴霧）を行い、結果を監督員に報告するものとする。
- ・ 試料採取後は、ブラシ等を用いて孔内を清掃した後、断面修復材により復旧するものとする。使用する材料は、構造物施工管理要領Ⅲ-3-3-4「断面修復の要求性能」及びⅢ-3-3-5「断面修復の性能照査」の規定に適合するものでなければならない。

2-5 交通費・宿泊費（直接費）

交通費・宿泊費（直接費）は、本特記仕様書2-3「現地踏査」及び2-4「コンクリート詳細調査」に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

2-6 維持修繕設計

2-6-1 伸縮装置取替

伸縮装置取替は、損傷により取替もしくは補修が必要な伸縮装置について、共通仕様書 7-3-3(1)「橋梁付属物設計」に示す設計内容を設計要領に基づき実施することをいう。この設計には、伸縮装置取替もしくは補修に必要なすべての設計計算、図面作成、数量計算を含むものとする。

伸縮装置取替の数量検測は、設計を行った図面枚数（枚）とする。

対象橋梁	対象箇所	既設伸縮装置種別	備考
更埴 J C T C ランプ橋	P 3 橋脚	鋼製フィンガー	

設計内容は上表のとおりとするが、本特記仕様書 2-4-1「コンクリート外観調査」の結果より、数量が変更になる場合は監督員と協議し、その数量及び費用について別途協議するものとする。

2-7 施工計画検討

施工計画検討は、2-6「維持修繕設計」及び別業務における補修工法選定結果を基に、監督員の指示に従って施工方法を立案し、対象損傷部材の補修に必要な機械器具、足場防護工、養生設備、進入路計画等の施工計画及び概略工程の検討を行い、検討結果に伴う図面・工程表の作成を行うものとする。

施工計画検討の検測数量は、検討を行った橋梁数（橋）とする。

項目	対象橋梁
施工計画検討	更埴 I ランプ橋、更埴 J C T C ランプ橋、長野 A ランプ橋

2-8 工事発注用図面作成

2-8-1 補修詳細図作成

補修詳細図作成は、別業務における補修工法の選定結果を基に、監督員の指示に従って、設計条件の整理、数量計算、図面作成を行うものとする。

補修詳細図作成の検測数量は、作成した図面枚数（枚）とする。

項目	難易度区分	作成図面名称	対象橋梁	枚数	摘要
補修詳細図作成 A	簡単	長野 A ランプ橋 補修詳細図	長野 A ランプ橋	1 枚	断面修復工

なお、別業務の結果より、上記によることが不適当な場合は、その費用について別途監督員と協議するものとする。

2-8-2 図面修正

図面修正は、本特記仕様書 2-7「施工計画検討」及び別業務の結果を踏まえて既存資料を修正し、工事発注に必要な図面作成を行うものである。

図面修正の検測数量は、作成した図面枚数（枚）とする。

項目	図面修正率	図面の区分	図面名称	対象橋梁
図面修正 A	10%未満	比較的簡易な図面	補修一般図	長野 A ランプ橋

なお、図面修正において、上記によることが不適当な場合は、その費用について別途監督員と協議するものとする。

2-9 設計打合せ

打合せ回数は、業務内容確認検査及び完了検査を含め 10 回とする。監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

打合せ場所は、東日本高速道路株式会社長野管理事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従わなければならない。

なお、WEB カメラ及び WEB 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

設計打合せの検測数量は、一式とする。

2-10 交通費・宿泊費（技術業務直接経費）

交通費・宿泊費（技術業務直接経費）は、本特記仕様書 2-9「設計打合せ」に必要な交通費・宿泊費を含むものとする。なお、業務に大幅な変更が生じた場合、交通費・宿泊費の増減に伴う費用については、別途監督員と協議するものとする。

また、WEB カメラ及び WEB 会議システム等を活用して打合せを実施する場合の取扱いは監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

2-1-1 成果品

成果品は、共通仕様書1-4-6-5「標準提出部数」によるものとし、その一覧は下表のとおりとする。また、報告書の表紙及び文字色は監督員と協議するものとする。

成果品項目	出力時の縮尺	出力用紙の大きさ	摘要
調査結果報告書	—	A 4	製本
補修一般図	既往図面に準ずる	A 3	
補修詳細図	計画設計に準ずる	A 3	
伸縮装置取替詳細図	計画設計に準ずる	A 3	
仮設図	計画設計に準ずる	A 3	
設計計算書	—	A 4	製本
材料計算書	—	A 4	製本
施工計画書	—	A 4	製本

第3章 補足事項

3-1 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和5年10月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書1-23「立会い及び検査」に定める立会い及び検査について、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、立会い及び検査の実施により、受注者及び発注者の調査等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、調査着手前に監督員と協議し定めるものとする。

3-2 その他

本業務においては、以下に示す項目について、追加及び変更を行う場合がある。これに要する費用及び履行期間については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- （1） 施工計画の決定後、当該施工計画にあたり不要又は支障となる排水管及び橋梁附属物等の撤去、移設、再設置に必要な図面作成及び数量算出の追加
- （2） 施工計画の決定後、当該施工計画にあたり支障となる添架物及び埋設物等の移設等、関係機関との協議に必要な協議用資料作成の追加
- （3） 別業務の塩分浸透量調査の進捗次第で、塩分拡散予測及び断面修復工等の補修工法の選定の追加
- （4） 現地踏査の結果に伴う、調査・試験等の追加

【様式－１】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 _____ 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

(調査等名)

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

１．契約保証取得の日

令和 年 月 日

２－１．発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(１．契約保証取得の日の翌日)

２－２．発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(１．契約保証取得の日の翌日)

３－１．受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

３－２．受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

３－３．契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(１． 契約保証取得の日の翌日) (３－２．受注者が設定した業務の終期)

以 上

(全体履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)
(実履行期間) 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

1 設計業務

[illegible]

2 関連業務資料

[illegible]

3 貸与資料

[illegible]

4 關係機關協議

[illegible]

4 その他懸案事項

[illegible]

5 協議內容、結果等

協議内容経緯等	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者	○月○日 ①協議場所、出席者
	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果	②協議結果

6 照查内容

照査時期、照査内容、照査結果	照査① ・照査時期：基本条件、設計条件検討時 ・照査内容：基本条件の照査 ・照査結果：	照査② ・照査時期：設計方針、最終形式案決定時 ・照査内容：細部条件の照査 ・照査結果：	照査③ ・照査時期：成果品納入前 ・照査内容：成果品の照査 ・照査結果：
----------------	---	--	--

※作成上のポイント(記載内容は作成例であるため、共通仕様書及び特記仕様書の記載を確認の上作成すること)

- ⑤ 適切な工期管理（履行期間の確保）を図ることを目的とする。
- ⑥ 関連する調査業務や設計業務等を含むに際し関係機関間における資料入手や条件提示等の流れが履行期間を圧迫することのないよう、資料入手・条件提示・対外協力の関係性を明確化する。
- ⑦ 協働関係の内容（結果）を工程表に明示することにより、打合せ時等に工程上の遅れがみえが確認する。
- ⑧ 照会の内容と内容（結果）を工程表に明示することにより、作業の進捗状況に合致した照会作業が実施されていることを確認する。
- ⑨ 本工程表は設計計画書に添付するともに、発注者と受注者双方で共有し、適切な履行期間を確保することを設計業務の防止、品質の確保に資する。
- ⑩ なお、本方式は固定のものであるが、上記認識を前提とした上で、各業務単位で工夫・改良を加えて利用することと基本とする。

※作成時の留意事項

- ① 関係機関協議については該当事項をその都度記入のこと
- ② 協議待ちによる遅延の場合工程上のクリティカルを明示すること。
- ③ 工程計画に大幅な変更が生じた場合、協議時に発注者に提示し確認を行うこと。

【様式－３】

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受 注 者
管理技術者
_____ 印

工事記録情報 完了届

下記の調査等名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発 注 者 名			
調 査 等 名			
No.	工 種 名	工事情報(テーブル名)	数 量

※発注時より履行内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する。